

# 学校いじめ防止基本方針

知多市立岡田小学校

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え

いじめ問題は「重大な人権侵害であり、決して許されない」という認識のもと、すべての児童に起こりうる問題として、学校・家庭・地域が連携して、「未然防止・早期発見・早期解決」に取り組んでいく。そして、いじめの認知率を高め、「いじめを見逃さない・見過ごさない」という姿勢を教職員間で共有するとともに、いじめを生まない環境づくりを進め、児童一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付けるよう働きかけていく。

そこで、本校の重点目標である「チーム・ビルディング～ともに進む ともに歩む～」を意識した教育活動をとおして、全ての児童にとって安全で安心な学校づくりを目指すことが、いじめ防止につながると捉える。そして、チーム学校を意識し、児童が通いたい学校、保護者が通わせたい学校、地域が誇りに思う学校づくりに努める。また、被害者を守り抜く姿勢を最優先に行動し、いじめを許さない集団づくりに努める。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## 3 いじめ防止のための組織

いじめ防止対策委員会	全教職員＜必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を招聘＞ 【校長が招集】
緊急委員会	校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、該当学年、養護教諭 【必要に応じて校長が招集】
ケース会議	教務主任、校務主任、生徒指導主任、該当学年 【必要に応じて生徒指導主任が招集】

## 4 安全で安心な学校づくり・学級づくり

児童の基本的な人権に十分に配慮しつつ、以下の点に留意しながら、安全で安心な学校づくり・学級づくりを進める。

- 多様性に配慮し、画一化・均質化しない集団づくりに努める。
- 「ちがうってすてき、ちがうっておもしろい」と思える人間関係を築いていく。
- 「どうせ自分なんて」と思わない自己有用感・自己肯定感を育んでいく。
- 困ったり辛かったりしたとき、自分から周りに「困った、助けて」と言えるようにする。

## 5 未然防止・早期発見・早期解決

まず一人を救う、新たな一人を出さないよう、以下の取組を推進する。

- まず一人を救う（早期発見・早期解決）
  - 「見る」：兆候を含めた問題の初期段階に見られる変化を見逃さず迅速に対応する。
  - 「関わる」：積極的な関わりをとおして信頼関係を築くとともに、適切な対応をする。
  - 「つなぐ」：個人・学校で抱え込まず、校内・関係機関との連携の充実を図るとともに、校内においても情報共有を丁寧に行い、支援体制を整える。
- 新たな一人を出さない（未然防止）
  - 「整える」：あらゆる機会をとおして、児童理解に努め、自己有用感・自己肯定感を高める指導体制づくりをする。

## 6 加害者も被害者も生まない日常の指導

### ① 児童の心の変化に気づく

登校の観察、朝の健康観察、授業や休み時間の観察等をとおして、ちょっとした変化に目を向け、児童に適切な声掛けを行う。

### ② わかる・できる・楽しい授業づくり

全ての児童が参加・活躍できる授業の工夫を行うとともに、自己実現を目指して、自己選択の場、自己決定の場、自己表現の場、自己分析の場、自己評価の場を状況に応じて設定し、自己の変容が自覚できる授業をつくる。

### ③ 岡田小4つの願い「あいさつ・返事・はきものそろえ・ありがとう」の励行

当たり前のことを当たり前でできる児童を育む。

### ④ 教育相談

5月、11月に教育相談アンケート「心と体のアンケート」（記名式）を全学年で実施し、その結果を基に、担任が児童一人一人と教育相談を行う。

※「こまったことアンケート」【1、2年生用】・「仲間とのかかわりについてのアンケート」【3～6年生用】（状況に応じて無記名）を実態に応じて実施する。

- ⑤ 未然防止に向けた情報モラル教育の実施  
警察など、外部より専門家を招き、インターネットをはじめとするSNSの利用の仕方や情報モラル教育を行う。
- ⑥ 児童と関わる教師の意識改善
- ・不適切な認識や言動、差別的な態度や言動を改める。
  - ・授業を公開し、不適切な指導がないか、助言を受ける。
- 学ぶ楽しさを教える教師
  - 児童の立場に立って考える教師
  - 適切な自己肯定感を育てる教師
  - 生き方のモデルになるよう行動する教師
  - 児童のやる気を育てる教師
- ⑦ 行事等をとおして心を育てる
- ・友達関係、集団づくり、社会性を育成するために行事を有効に活用する。
  - ・他の児童や地域の大人との関わり合いをとおして、人と人、心と心がつながることの喜びや大切さ気づいていくこと、互いに関わり合いながら絆を深め、人の役に立っている、人から認められているといった自己有用感・自己肯定感を獲得させることを意識させる。

## 7 いじめへの対応

学校として、「いじめは許さない」ということを全児童に伝えるとともに、いじめが起きた場合は、以下のように対応する。

- ① 被害児童の安全確保と心身の保護を最優先しつつ、事実確認の調査を速やかに行う。
- ② 緊急委員会で対応方針を協議し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会、警察等と連携して再発防止策を講じる。
- ③ 被害・加害双方の保護者に、事実と学校の対応方針を説明し、保護者の協力を得る。
- ④ いじめ防止対策委員会を招集し、全教職員でこれまでの経緯と対応について情報共有し、全教職員で指導に当たる。
- ⑤ 謝罪や責任を問うことで解消したとせず、児童の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行う。
- ⑥ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を考える。(臨時の学級会や学年集会)
- ⑦ 被害児童及びその保護者には、追跡調査を行い、3ヶ月以上いじめがなくなったら、解消したと見なす。
- ⑧ ネット上のいじめに対しては、必要に応じて、警察等の援助を求める。
- ⑨ いじめの重大事態については、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月30日改訂)」に基づいて、適切に対応する。

(参考資料1) 年間計画

	いじめ防止対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止基本方針の内容確認</li> <li>合理的配慮とは</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級・学年開き</li> <li>ペア活動開き</li> <li>SC、SSWの児童・保護者への周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ相談窓の児童・保護者への周知</li> <li>身体測定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページやPTA総会等でのいじめ防止基本方針の周知</li> <li>授業参観</li> </ul>
5月		<ul style="list-style-type: none"> <li>学校巡回（市教委）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生児童委員との会</li> </ul>
6月		<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉体験教室（4年）</li> <li>学校保健委員会「行動コミュニケーション」</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評議員との懇談</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組評価アンケート</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>個人懇談会</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>（現職教育）児童理解と分かりやすい授業づくり</li> </ul>			
9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>学校訪問（市教委）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体測定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生児童委員との会</li> </ul>
10月		<ul style="list-style-type: none"> <li>オカリンピック</li> </ul>		
11月		<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止標語</li> <li>学校保健委員会「行動コミュニケーション」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者・地域への学校評価アンケート</li> <li>学んだこと発表・授業参観</li> <li>学校評議員との懇談</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組評価アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権週間</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>個人懇談会</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校巡回（市教委）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体測定</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校経営の見直しと提言</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>学んだこと発表・授業参観</li> <li>民生児童委員との会</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組評価アンケート</li> <li>学級開き研修</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評議員会による学校評価</li> </ul>
通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめに関する情報収集</li> <li>対応策の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝会における校長講話</li> <li>道徳教育、体験活動の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康観察</li> <li>SC、SSWへの相談</li> <li>生活ノート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>あいさつ運動</li> </ul>

## (参考資料2) 重大事態の対応

### 学校用

## 重大事態対応フロー図

### いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

### 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告(※設置者から地方公共団体の長等に報告)
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

### 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

#### 学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

#### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

#### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ● 調査結果を学校の設置者に報告(※設置者から地方公共団体の長等に報告)

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

#### 学校の設置者が調査主体の場合

#### ● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

## 設置者用

## 重大事態対応フロー図

### 学校からいじめの報告

- 必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は報告事案について設置者自ら必要な調査を行う

### 学校から重大事態発生時の報告→地方公共団体の長等への報告

#### 【重大事態】

- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
  - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

### 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合 ⇒ **設置者において調査を実施**

### 学校の設置者が調査主体の場合

#### ● 設置者の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 公立学校について、設置者が調査主体となる場合、第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることが望ましい(この機関は平時からの設置が望ましい)。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。

#### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合はあることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ● 調査結果を地方公共団体の長等に報告

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 例えば、指導主事や教育センターの専門家への派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等

### 学校が調査主体の場合

#### ● 学校への必要な指導及び支援、地方公共団体の長等に報告

- ※ 調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行う。また、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果の情報の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。
- ※ 学校からの調査結果の報告を受け、地方公共団体の長等に報告する。

### 地方公共団体の長等が再調査を行う場合

#### ● 調査主体の指示のもと、資料の提出など、調査に協力